平成２３年（フ）第８１９号
東京都武蔵野市西久保３丁目10―７―Ａ101
債務者　佐藤満千代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２３号
東京都八王子市片倉町1458―６
債務者　伊達　　修
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２５号
東京都杉並区西荻北４丁目34―６―２ＦＢ
債務者　和田　隆男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２９号
東京都稲城市大丸630―２―111
債務者　高橋　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５３６号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目21番19―105号
債務者　村雨　良江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６７０号
横浜市神奈川区片倉２丁目67番１―203号
債務者　安田　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３３号
神奈川県藤沢市遠藤5036番地の６
債務者　齊藤美智子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３６号
横浜市港南区港南台４丁目36番６―301号
債務者　小島　千里
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４６号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目８番34号
債務者　高梨一二三
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７２号
横浜市鶴見区生麦３丁目12番46号　朝日荘６号室
債務者　村山　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目７番２号
債務者　大島　英行
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８４号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目13番13号　ストークハイツ河田101号
債務者　河田　純子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
横浜市栄区桂町675番地２　アシスト本郷台Ａ棟103
債務者　松尾千砂子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８号
神奈川県綾瀬市上土棚北４丁目11番29号　シティハイム開盛Ⅱ103
債務者　本間　文昭
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７４号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地３―401
債務者　佐藤　淳子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７７６号
相模原市中央区下九沢65番地５
債務者　仲宗根雪路
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部